

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 鳥取県印刷所職員被服貸与規程
- ◇告示 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区定款変更の認可
霜雪害対策事業補助金交付要綱
保険医療機関の指定
- ” ” 土地改良事業の認可（上灘）
（北条）
（羽合）
- ” ” 保険医の登録
- ◇教委告示 定期種牡畜（めん羊、山羊）検査
定例教育委員会の招集
- ◇電気規程 鳥取県電気局組織規程の一部改正
- ◇正誤 昭和三十三年七月十五日鳥取県告示第三百二十八号中訂正

規則

鳥取県訓令第五号

鳥取県印刷所職員被服貸与規程を次のように定める。

昭和三十三年八月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県印刷所職員被服貸与規程

（目的）

第一条 この規程は、鳥取県印刷所において印刷業務に従事する職員に対する被服の貸与について、必要な事項を定めることを目的とする。

（被服の種類および貸与期間）

第二条 貸与する被服（以下「貸与品」という。）は、作業服とし、貸与期間は二ケ年とする。

（貸与品の取扱）

第三条 被服の貸与を受ける者（以下「被貸与者」という。）は、貸与期間中の貸与品の修理費、せんたく費その他貸与品の維持に要する費用を負担するものとす

る。

(貸与品の亡失又はき損)

第四条 被貸与者は、貸与品を亡失又はき損したときは、貸与品相当額を弁償しなければならぬ。ただし、公務その他避けがたい事由による場合はこの限りでない。

(貸与品の返納)

第五条 貸与品は、被貸与者が退職又は転職若しくは死亡したときは、一週間以内返納しなければならない。

(貸与品の貸与期間の延長)

第六条 貸与期間を経過した貸与品について、その損耗程度により、新たに貸与品を貸与する必要がないと認めるときは、貸与期間を延長することができる。

(返納貸与品の再貸与)

第七条 貸与期間を経過した貸与品で、せんとく時の代替品として使用にたえるものは、新たに貸与されたものと、あわせて貸与することができる。

(その他)

第八条 この規程に定めるほか、貸与品について必要な

事項は別に定める。

附 則

この訓令は、昭和三十三年八月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第三百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員の変更及び就任の届出があつた。

昭和三十三年八月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名及び住所

鷹狩土地改良区

理事 山崎 雄三 八頭郡用瀬町字鷹狩

横谷 五代松

森田 亀雄

森田 繁雄

就任した役員の名及び住所

理事 田淵 仙蔵 八頭郡用瀬町大字鷹狩

下田 康敬

山崎 洋

森田 亀雄

森田 繁雄

森田 敏行

山崎 雄三

竹谷 末蔵

鳥取県告示第三百五十一号

庄内村土地改良区から申請のあつた土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、昭和三十三年八月一

日認可した。

昭和三十三年八月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百五十二号

霜雪害対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十三年八月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

霜雪害対策事業補助金交付要綱

第一条 知事は、昭和三十三年三月並びに四月において農作物に霜雪による被害を受けた区域の市町村が、霜雪害応急対策のために行う事業に要する経費並びに農業者の組織する団体が霜雪害応急対策のために行う事業に要する経費につき市町村が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内において当該市町村に補助金を交付するものとし、その交付に關しては鳥取県補助金等交付規則(昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」とする。)に定

めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第二条 前条に規定する補助事業の種類、当該補助事業に要する経費及びその補助率は別表のとおりとする。

第三条 規則第五条の規定による補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）は、別表の事業欄に掲げる事業ごとに作成し、別に定める期日までに提出するものとする。

2 申請書に添付する事業計画書及び収支予算書はそれぞれ様式第一号及び様式第二号によるものとする。

3 市町村は、最終事業主体が農業者の組織する団体であるときは、申請書に当該団体の行う補助事業の目的及び内容、経費の配分、経費の使用方法、補助事業の完了予定期日、その他補助事業遂行に関する計画、交付を受けようとする補助金の額及び算出の基礎、経費の負担区分及びその負担方法等を記載した事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。

第四条 市町村が規則第十一条の規定に基き、事業の内容、経費の配分、その他申請に係る事項の変更

又は当該事業等を中止若しくは廃止しようとする場合における承認申請書には、次の事項を記載しなければならない。

一 申請事項を変更する場合

イ 変更の内容

ロ 変更の理由

ハ 変更前の効果と変更後の効果

二 事業の中止又は廃止の場合

イ 事業を中止又は廃止しなければならないとなつた

経過

ロ 事業を中止又は廃止しなければならない理由

2 規則第十一条第一項に規定する軽微な変更とは、農作物病害虫防除器具購入事業について、その経費の五パーセントを超える減額以外の変更とする。

第五条 市町村が規則第十七条第二項の規定に基き、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となつた場合において、知事の指示を受けるため提出する報告書には、次に掲げる事項を詳細に記載し

なければならない。

一 事業の遂行状況

二 事業が予定の期間内に完了するに至らず、又は事業の遂行が困難となるに至つた経過及びその理由

三 今後とるべき措置に関する意見

第六条 市町村が補助金をその財源の全部又は一部とし、かつ、その補助金の交付の目的に従つて農業者の組織する団体に対し補助金の交付の決定をするときは、当該団体に対し、知事が市町村に対して交付決定の際に附した条件及び市町村がその条件を遵守するに必要な条件を附さなければならない。

第七条 市町村は補助金をその財源の全部又は一部とし、かつ、その補助金の交付の目的に従つて農業者の組織する団体に対して補助金を交付した場合において、当該団体が当該補助事業の内容、経費の配分その他知事の市町村に対して行つた交付決定の内容を変更して事業を遂行しようとするとき又は当該補助事業を中止又は廃止しようとするとき及び当該補助事業を予定の期

間内に完了しない場合又は当該補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、あらかじめ知事に申請してその承認を受け、又は報告してその指示を受けなければならない。

2 第四条第一項、第五条の規定は、前項の申請又は報告をする場合について準用する。

第八条 規則第十八条の実績報告書は、様式第三号によるものとする。

附 則

この要綱は、昭和三十三年八月一日から施行し、昭和三十三年三月以降に着手した事業から適用する。

別表 対象事業及び経費並びに補助率

事業	経費	補助率
農作物病害虫防除機具購入事業	市町村が農作物の病害虫の共同防除を実施するために必要な高性能な防除機具を購入するに要する経費	防除機具購入費の四分の一以内
牧草等種子購入事業	市町村が柿被害地の営農改善を計るため、牧草等種子の購入に要する経費並びに農業者の組織する団体が、柿被害地の営農改善を計るため、牧草等種子の購入に要する経費につき、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	種子購入費の二分の一以内

様式第一号

昭和三十三年度農作物霜雪害対策事業計画書
(農作物病害虫共同防除機具購入事業)

一 霜雪害による農作物の被害状況

農作物別	作付面積	被害面積			被害数量	被害金額
		被	害	積		
	アール	三〇%未満	三〇%以上	計		円

二 事業の目的並びに事業の内容及び経費の配分

1 事業の目的

2 事業の内容

(イ) 農作物病害虫防除計画面積

対象病害虫名	防除計画面積	防除農薬名	農薬数量	同購入金額
	アール			円

(ロ) 防除に必要な機具

(既設状況)

機種別	設置台数	所 有 状 況				
		市町村有	農業共済有	農協有	部落有	個人有
	台	台	台	台	台	台

(新規購入計画)

機種別	員数	購入単価	金額	備考
	台	円	円	

(ハ) 防除事業の実施方法

3 事業経費の配分

区分	事業経費	経費負担区分	備考
	円	県補助金 円	
		市町村費 円	
		団体負担 円	
		その他 円	

- 三 事業完了予定期日
- 四 その他必要な事項

様式第一号

昭和三十三年度農作物霜雪害対策事業計画書
 (営農改善牧草等種子購入事業)

一 霜雪害による柿の被害状況

作付面積	被 害 面 積	被害数量	被害金額
アール	三〇%未満 三〇%以上	キログラム	円
	アール		
	アール		
	アール		
	アール		

二 事業の目的並びに事業の内容及び経費の配分

- 1 事業の目的
 - 2 事業の内容
- (イ) 営農改善のため牧草種子等購入計画

牧草等種子名	作付計画面積	アール当播種量	購入数量	購入金額
	アール			円

様式第二号

収入の部 収 支 予 算 書
(支出の部)

科 (款) (項) (目) (節)	目	本年度予算額		前年度予算額		増 比		減 較		備 考
		円	円	円	円	円	円	円	円	

(注) 支出の部の様式は収入の部の様式に準ずるものとする。

様式第三号

昭和 年 月 日

市町村名

代表者 氏

名 印

(ロ) 地力増強家畜飼料等の生産計画

計	部落名	戸数	種類別作付 計画面積 アール	アール当 生産量	生産数量	家畜の飼育頭数		用途別数量
						現在 牛、馬、豚、 羊、山羊、 鶏	今後導入 牛、馬、豚、 羊、山羊、 鶏	

家畜用、
地力
増強用に
区分別
する

(イ) 牧草種子等購入事業の実施方法

3 事業経費の配分

区 分	事業経費	経 費 負 担 区 分				備 考
		県補助金	市町村費	団体負担	その他	
	円	円	円	円	円	

- 三 事業完了予定期日
- 四 その他必要な事項

鳥取県知事 殿

昭和 年度

事業実績報告書

昭和 年 月 日付第 号にもとづき標記事業を実施したので、鳥取県補助金等交付規則第十八条の規定により報告する。

記

添付書類

- 一 事業実績書
- 二 収支精算書

(注) この関係の様式は、それぞれ様式第一号の様式に準ずるものとする。

鳥取県告示第三百五十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定した。

昭和三十三年八月一日

鳥取県知事 遠 藤

茂

名	保 險 称 一 所 在 地	指 定 年 月 日
箕蚊屋診療所	米子市蚊屋	昭和三十三年三月十五日
箕蚊屋診療所県分院	西伯郡伯仙町河岡四〇九	一月十日

鳥取県告示第三百五十四号

上灘土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良事業について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十條第一項の規定により、昭和三十三年七月二十八日認可した。

昭和三十三年八月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百五十五号

東伯郡北条町から申請のあつた同町が行う土地改良事業について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第三項において準用する同法第十條第一

箕蚊屋医療生活協同組合箕蚊屋診療所	米子市蚊屋二九七の二	昭和三十三年三月十五日
箕蚊屋診療所県分院	西伯郡伯仙町河岡四〇九	" "
坂本 医院	東伯郡泊村園六七三	七月一日
足立 歯科医院	境港市相生町一〇三	五月二十一日

項の規定により、昭和三十三年七月二十五日認可した。

昭和三十三年八月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百五十六号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良事業について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十條第一項の規定により、昭和三十三年七月二十八日認可した。

昭和三十三年八月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百五十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五
第一項の規定により、次のように保険医の登録をした。

昭和三十三年八月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

氏名	住居	診療所	登録の記号	登録年月日
----	----	-----	-------	-------

齊藤 節	米子市内町五六	鳥医六四六	昭和三十三年六月三十日
池内 武	鳥取市元魚町三	六四七	七月二日
坂本紀美子	東伯郡泊村園	六四八	七月五日
	六七三		

鳥取県告示第三百五十八号

鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条の規定による定期種牡畜(めん羊、山羊)検査を次の日程により実施する。

昭和三十三年八月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

検査日	検査日時	検査場所
八月一日	午前九時	気高郡青谷町 青谷駅前
八月二日	午後十一時	鹿野町 小鷲河農協
八月三日	午後十一時	鹿野町 鹿野
八月四日	午後一時	気高町 浜村家畜市場
八月五日	午前九時	鳥取市 明治農協
八月六日	八時	大郷
八月七日	十時	吉岡
八月八日	九時	東郷
八月九日	九時	豊実
八月十日	十一時	松保
八月十一日	九時	湖山
八月十二日	九時	末恒
八月十三日	九時	大和
八月十四日	八時	美穂
八月十五日	八時	神戸
八月十六日	八時	倉吉家畜市場

八月六日	午前九時	東伯郡東伯町	浦安家畜市場
八月七日	午後二時	羽合町	宇野農協
八月八日	午前八時	倉吉市	倉吉家畜市場
八月九日	午後二時	東伯郡三朝町	三朝農協
八月十日	午前十時	米子市	米子家畜市場
八月十一日	午後一時	西伯郡西伯町	法勝寺
八月十二日	三時		天津農協
八月十三日	三十分	名和町	名和家畜市場
八月十四日	十時	大山町所子	大山口検査場
八月十五日	午後一時	淀江町	淀江家畜市場
八月十六日	午前十時	会見町	賀野農協
八月十七日	午後一時		手間
八月十八日	午前十時	伯仙町	大高
八月十九日	午後一時	岸本町	岸本家畜市場
八月二十日	午前十時	境港市余子	余子検査場
八月二十一日	午後一時	米子市夜見	弓ヶ浜駅前
八月二十二日	午前九時	八頭郡智頭町	智頭農林高等

八月六日	午後十一時	用瀬町	社農協
八月七日	午後一時	用瀬	
八月八日	三時	佐治村	佐治村
八月九日	九時	河原町	西郷
八月十日	十一時	八上	
八月十一日	午後一時	河原	
八月十二日	午前九時	船岡町	大伊
八月十三日	十一時	郡家町	国中
八月十四日	午後一時	船岡町	船岡家畜市場
八月十五日	三時	船岡町	隼農協
八月十六日	午前九時	郡家町	上私都
八月十七日	十一時	下私都	
八月十八日	午後一時	郡家	
八月十九日	午前九時	若桜町	若桜
八月二十日	十一時	丹比村	丹比
八月二十一日	九時	岩美郡岩美町	小田
八月二十二日	十一時	岩井	
八月二十三日	午後二時	浦富家畜市場	

八月五日 午前九時 " " 大岩"
 " " 十一時 " " 福部村 福部"
 八月六日 " 九時 " 国府町 宇倍野共済組合
 " " 十一時 " 津の井村 津の井農協
 " 午後一時 鳥取市吉成 美保"

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十四号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年八月一日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 稜

一日 時 昭和三十三年八月四日 午前十一時

二場 所 鳥取県教育委員会 会議室

三 協議題 1 教育関係職員並びに事務局職員の勤務
 評定実施要領について

2 定例報告

電気規程

鳥取県電気局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和三十三年八月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県管電氣事業管理規程第二号

鳥取県電気局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県電気局組織規程（昭和三十三年七月鳥取県管電氣事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を次のように改める。

2 発電建設事業を行うため八頭郡若桜町に鳥取県管電氣発電建設事務所を置く。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

昭和三十三年七月十五日鳥取県告示第三百二十八号中左記の箇所について誤りがあつたので訂正する。

誤

正

一日当り看護料			一日当り看護料		
看 護 婦	無級地	一級地	看 護 婦	無級地	一級地
七三〇	七三〇	六二〇	七二六	六〇五	五八〇
五八〇	五八〇	四九〇	五八〇	四八四	四六四
四九〇	四九〇	四一〇	四八四	四〇三	三八三
五二〇	五二〇	三九〇	五〇四	四〇三	三八三
準看護婦	無級地	一級地	準看護婦	無級地	一級地
五八〇	五八〇	四七〇	五八〇	四六四	四六四
四七〇	四七〇	三九〇	四八四	四〇三	三八三
三九〇	三九〇	三九〇	五〇四	四〇三	三八三